

第1条（設置等）

- 第1条** 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第17条第1項及び青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）第16条の規定による諮問に応じて調査審議を行わせ、並びに特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議させるほか、知事の諮問に応じて情報公開制度の運営に関する重要事項を調査審議させるため、青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行う同項の機関は、審査会とする。

【趣旨】

本条は、青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置等について定めたものである。

【解釈・運用】

- この条例による審査会の事務は、次のとおりである。
 - 行政文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審査をすること（青森県情報公開条例第17条第1項関係）。
 - 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について、県の機関等（県の機関（議会を除く。（3）において同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の諮問に応じて審査をすること（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項、本条例第1条第2項関係）。
 - 個人情報の保護に関する施策等について、県の機関の諮問に応じて意見を述べること（青森県個人情報の保護に関する条例第16条関係）。
 - 特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議すること。
 - 情報公開制度の運営に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議すること。
- 「諮問に応じて調査審議を行わせる」とは、審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事はもとより、知事以外の実施機関又は県の機関等からの諮問に対しても審査を行うことを意味する。
- 「情報公開制度の運営に関する重要事項」とは、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報公開の総合的推進を図るために必要な事項等をいう。

第2条（組織）

- 第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

【趣旨】

本条は、審査会の組織について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第5項

「会長があらかじめ指定する委員」については、会長が選出された後、直ちに会長が指定しておくことが望ましい。

第3条

- 第3条 特定個人情報保護評価に関し、専門の事項を調査審議するため、審査会に専門委員若干人を置く。
- 2 専門委員は、知事が委嘱する。
 - 3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

本条は、審査会に置く専門委員について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

「専門の事項」とは、情報システム等に係る専門の事項をいうものである。

第4条（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員（特定個人情報保護評価に関する事項に係る会議にあっては、委員及び専門委員）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員（特定個人情報保護評価に関する事項に係る議事にあっては、委員及び専門委員）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

本条は、審査会の会議について定めたものである。

【解釈・運用】

第2項及び第3項の「委員」には、会長が含まれるものである。

第5条（調査権限）

- 第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（青森県情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問をした同条例第2条第1号に規定する実施機関並びに個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第1条第2項の規定により審査会に諮問をした青森県個人情報の保護に関する条例第3条第1項に規定する県の機関等をいう。以下同じ。）に対し、青森県情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、青森県情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書に記録されている情報又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条及び第10条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が調査審議を行うために必要となる行政文書又は保有個人情報の提示等の要求権限、資料の提出要求権限等について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- (1) 審査会の委員が審査請求の対象となっている行政文書又は保有個人情報を実際に見分することは、不開示となる情報がその行政文書に現実に記録されているか、不開示等の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて、迅速にして適切な判断を可能とするため有効であることから、必要があると認めるときは、行政文書又は保有個人情報の提示を要求することができる権限を有することを明確にしたものである。
- (2) 「必要があると認めるとき」とは、審査請求の対象となる行政文書に記録されている情報又は保有個人情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該行政文書又は当該保有個人情報を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の

困難性等の不利益と、当該行政文書又は当該保有個人情報を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められることを意味する。

なお、行政文書又は保有個人情報の中には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきではないものなど、その情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものがあるが、このような場合、審査会は、諮問実施機関から意見書や審査請求の対象となる行政文書又は保有個人情報以外の資料の提出を求めて、当該行政文書又は当該保有個人情報を審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益の内容、程度を的確に理解し、当該行政文書又は当該保有個人情報を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益との比較衡量を行った上で、当該行政文書又は当該保有個人情報の提示を求めるかどうかを決定しなければならない。

- (3) 「何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない」とは、審査会の調査審議の手續は、原則非公開で行われるものであり、審査会が、調査審議に付された行政文書又は保有個人情報を開示することはできないことを確認的に規定したものである。

2 第2項

- (1) 第1項に定める審査会からの行政文書又は保有個人情報の提示の要求は、当該行政文書又は当該保有個人情報を提示した場合と提示しない場合のそれぞれの不利益を比較衡量した上でなされるものであることから、当該要求があった場合は、諮問実施機関はこれを拒むことができないこととしたものである。

- (2) したがって、法令又は他の条例の規定により第三者への公開が禁止されている情報等が記録されている場合には、諮問実施機関は、その旨を記載した意見書等を審査会に提出することにより、審査会の適切な判断を求める必要がある。

3 第3項

- (1) 本項は、審査会が、諮問実施機関に対して、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報の内容を分類、整理した資料の作成及び提出を要求する権限を有することを明確にしたものである。

- (2) 「必要があると認めるとき」については、第1項の解釈と同義である。

- (3) 「審査会の指定する方法」とは、個々の事案に即した最も適切な方法として審査会が指定する方法である。分類・整理方法をあらかじめ条例で一律に規定することは、多様な事案、状況に応じた審査会の柔軟な対応を困難にするおそれがあることからこのように規定したものである。

4 第4項

- (1) 本項は、審査会が、審査請求人等に対する意見書又は資料の提出要求権限等を有することを明確にしたものである。

- (2) 「適当と認める者」は、当該事案の直接の利害関係人以外の者であることを要し、「その知っている事実」とは、「適当と認める者」が自ら直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。また「鑑定」とは、特別の学識経験によつてのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは当該事案にその法則を当てはめた結論を

- いう。
- (3) 「その他必要な調査」とは、審査会が適正な判断を行うために必要と認めた調査であり、実地調査等が考えられる。

第6条（意見の陳述等）

- 第6条** 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2** 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会における口頭での意見陳述及び意見書の提出等について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- (1) 審査会の調査審議は、職権に基づき、書面を中心に行われることとなるが、本項は、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したものである。
- (2) 本項では、審査請求人・参加人のみならず、諮問実施機関にも意見陳述の機会を与えることとしている。
- (3) 審査会が審査請求人等の意見を全面的に認める意向を固めているとき、開示・不開示の先例が確立しているときなど、改めて意見陳述を行う必要がないと認められる場合は、当該審査請求事案の迅速な解決と調査審議の効率性確保のため、意見陳述を行わずに答申することができるものである。
- (4) 審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法の定める手続に代替するものではなく、それに付加されるものであることから、審査請求人又は参加人は、本項に基づく口頭意見陳述と、行政不服審査法第31条第1項に基づく口頭意見陳述のいずれか一方又は双方を選択することに留意する必要がある。

2 第2項

- (1) 「審査会の許可」については、審査会の判断に任せられるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可すべきものと考えられる。
- (2) 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定されている補佐人と同じ趣旨である。つまり、専門的知識を持って審査請求人又は参加人を援助できる第三者をいい、審査請求人又は参加人の発言機関として、事実上の陳述に限らず、法律上の陳述をする者である。例えば、審査請求人又は参加人が言語機能障害者や外国人の場合にその者の陳述を補佐する者であるとか、あるいは会計帳簿などの記帳代行者などである。

3 第3項

- (1) 審査請求人等に意見書又は資料の提出権を認めることは、これらの者の権利利益の保護に資するのみならず、審査会にとっても、判断資料を豊富にし、適正な調査審議に寄与することとなることから、本項を規定したものである。
- (2) 「相当の期間」とは、意見書又は資料を準備し提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第7条（委員による調査手続）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

本条は、合議体を構成する一部の委員により、調査及び意見聴取の手続ができることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 行政文書又は保有個人情報の提示や審査請求人等からの意見聴取などの手続は、一般的には、合議体である審査会が行うこととなるが、多大な経費を要すること等により行政文書の移動が困難な場合や、審査請求人等が身体的理由等により審査会へ出席できない場合があり得ることから、このような場合に、審査会の指名する委員による調査等ができることとしたものである。
- 2 どのような場合が「必要があると認めるとき」に当たるかについては、個々の事案に応じて、審査会が判断することとなる。

第8条（提出資料の写しの送付等）

- 第8条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項若しくは第6条第3項の規定により審査請求人等から資料若しくは意見書の提出があったとき、又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定により審査関係人から主張書面若しくは資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、審査請求人等（当該資料、意見書又は主張書面を提出した者を除く。）に対し、当該資料、意見書又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を送付しなければならない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料若しくは意見書の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該資料若しくは意見書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、必要がないと認める場合を除き、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等又は審査関係人の意見を聴かななければならない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査会に提出された資料等の写しの審査請求人等への送付及び審査請求人等による資料等の閲覧について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- (1) 本項は、提出された資料等に対する的確な反論を行うことを容易にすることにより、審査会がより十分な審議を尽くすことができるようにするため、原則として、審査会に提出された資料等の写しを当該資料等を提出した者以外の者へ送付することとしたものである。
- (2) 「第三者の利益を害するおそれがあると認める場合」とは、個人のプライバシーに係る事項や企業秘密が記載されている場合などがこれに当たり、「その他正当な理由がある場合」とは、行政上の秘密で審査請求人等に知られないことにつき客観的に相当な利益がある場合などがこれに当たる。

2 第2項

- (1) 本項は、前項に規定する資料等の写しの送付に加え、審査請求人等が審査会に提出された資料等の原本の確認や審査請求人等が自ら提出した資料等の閲覧や写しの

交付を求めることができることとしたものである。

(2)「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」、「その他正当な理由があるとき」とは、第1項の「第三者の利益を害するおそれがあると認める場合」、「その他正当な理由がある場合」の解釈と同義である。

3 第3項

「必要がないと認める場合」とは、送付又は閲覧若しくは交付を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聴くまでもなく、送付又は閲覧若しくは交付の求めに対する判断が可能である場合をいう。

第9条（調査審議手続の非公開）

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議手続は、原則として公開しないことを定めたものである。

【解釈・運用】

実施機関又は県の機関等からの諮問に基づいて行われる審査請求に係る審査会の調査審議の手続は、実施機関又は県の機関等の開示決定等、訂正決定等の適否について行われるものであり、公開することにより、本来不開示とすべき情報が公になることがあり得ることなどから、非公開としたものである。

なお、審査請求事案に係る調査審議を行う会議以外の会議については、これを非公開とする理由がないような場合も考えられるため、審査会が認めるときは、公開することができることとした。

第10条（答申書の送付等）

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、審査会の審査請求人又は参加人に対する答申書の写しの送付及び答申内容の公表について定めたものである。
- 2 審査請求人及び参加人が審査請求に対する裁決に不服があり、訴訟を提起する場合には、審査会の答申が非常に有用な資料となることから、これらの者の便宜を図るため、答申書の写しを送付することとしたものである。
また、審査会のアカウンタビリティの観点から、答申内容について公表することとしたものである。なお、答申内容が公表されることにより、実施機関の答申尊重義務がより強く求められることとなる。

【解釈・運用】

- 1 公表するものを「答申の内容」としたのは、答申書には、審査請求人等の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれることがあり得ることを考慮したものである。
- 2 公表の方法としては、答申の内容を記載した書類等を窓口などに配架する方法、ホームページに掲載する方法などが考えられる。

第11条（守秘義務）

第11条 委員若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

【趣旨】

- 1 附属機関である審査会の委員及び専門委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の守秘義務は課されないが、審査会の機能に鑑み、本条において、同審査会の委員及び専門委員に対し、守秘義務を課したものである。
- 2 審査会においては、審査請求の対象となった不開示決定等に係る行政文書の記載内容や保有個人情報を実際に調べながら審査が行われたりするなど、その委員は、不開示とされるべき行政文書又は保有個人情報のほか、行政上の秘密に属する情報についても職務上知り得る立場に置かれることから、守秘義務を課すこととしたものである。
また、特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する場合においては、公表することにセキュリティ上のリスクがあると認められる部分を含む特定個人情報保護評価書が提出されるなど、審査会の委員及び専門委員は、公表しない予定の部分を含む情報のほか、行政上の秘密に属する情報についても職務上知り得る立場に置かれることから、守秘義務を課すこととしたものである。

第12条（適用除外）

第12条 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議については、第5条第4項、第6条、第8条第2項及び第10条の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議について、本条例の一部を適用しないことを定めたものである。

【解釈・運用】

個人情報の保護に関する法律による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求についての諮問に係る調査審議の手續のうち、行政不服審査法の規定と重複するものについては、本条例の規定は適用されず、行政不服審査法が適用されることとなるものである。

具体的には、審査会の調査（第5条第4項）、意見の陳述等（第6条）、提出資料の閲覧等（第8条第2項）及び答申書の送付等（第10条）について、個人情報の保護に関する法律に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求についての諮問に係る調査審議にあつては、それぞれ、行政不服審査法第74条、第75条、第78条及び第79条の規定により行うこととなるものである。

第13条（会長への委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定めるもの以外の審査会の運営事項については、会長が審査会に諮って定めることを定めたものである。

第14条（罰則）

第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審査会の委員及び専門委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものである。

【解釈・運用】

審査会の委員及び専門委員は、特別職の職員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務違反は適用されない。このため、第11条において委員及び専門委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

罰則の上限については、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第18条の規定等を参考にしたものである。